

会議録

会議の名称	平成25年度 第1回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成25年4月23日（火曜日）午後7時から9時まで
開催場所	保健福祉総合センター6階 講座室2
出席者	委員：吉岡座長、澤副座長、伊集院委員、岩崎委員、関委員、高岡委員、館林委員、田村委員、中静委員、中村委員、平塚委員、松岡委員、矢野委員 事務局：高齢者支援課担当課長以下3名 欠席：相澤委員、折田委員
議題	1 座長・副座長の選出について 2 前回会議録の確認について 3 地域密着型サービスについて 4 地域密着型サービス事業所の指定更新について 5 運営委員会の年間計画について 6 その他
会議資料の名称	配布資料 資料1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱 資料2 平成25年度西東京市地域密着型サービス等運営委員会委員名簿 資料3 地域密着型サービスについて 資料4 地域密着型サービス事業の概要 資料5-1 西東京市地域密着型サービス事業所位置図(認知症対応型共同生活介護) 資料5-2 西東京市地域密着型サービス事業所位置図(認知症対応型通所介護事業所) 資料6 地域密着型サービス指定更新事業所の概要 資料7 自己点検シート 資料8 地域密着型サービス等運営委員会年間計画
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>1 開会</u> 開会の挨拶（事務局） 依頼書配布</p> <p><u>2 介護保険担当課長あいさつ</u></p> <p><u>3 事務局職員の紹介及び今年度委員の自己紹介</u></p> <p><u>4 議題</u></p>	

(1) 座長・副座長の選出について

○事務局：

座長・副座長の選出について、立候補はあるか。推薦はあるか。

○委員：

昨年同様に座長に吉岡委員を推薦する。

○事務局：

推薦があったが、異存はないか。

(異存なし)

座長は吉岡委員に決定

○事務局：

続いて副座長の選出について、立候補はあるか。推薦はあるか。

○委員：

澤委員を推薦する。

(異存なし)

副座長は澤委員に決定

(座長・副座長あいさつ)

○座長：

過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。

○事務局：

資料確認

(2) 前回会議録の確認について

○座長：

事務局の説明のとおり、前回会議録については、席上に配布してある。

何か意見等があれば、お願いしたい。

(意見無し)

前回の会議録については承認する。

(3) 地域密着型サービスについて

○事務局：

資料に沿って説明。(資料3-5)

補足説明として資料4における地域密着型サービスについて、今まで厚生労働省令として定めていたものが、市の条例で定めることになった。今年の3月の議会に国と同じ基準で条例案を提出し、国と同じ基準の条例案が了承されたことを報告する。なお、本条例については、平成25年4月1日から施行されている。

○座長：

事務局の説明のとおり、当委員会は行政が指定を行う上で、よりより地域密着型サービス事業の運営を図るために、委員の皆様より意見をいただき、それを実際の運営に生かしていくというものである。

ただいまの説明に関し、意見・質問等はあるか。

(意見無し)

(4) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

○事務局：

資料に沿って説明。(資料6-7)

○座長：

ただいまの説明に関し、意見・質問等はあるか。

○委員：

資料7の自己点検シートについて、事業者がこれと全く同じものを使用し、実地指導当日は、これに基づいてチェックするのか。

事務局：

こちらが事業所に直接出向いて、自己点検シートに基づき聞き取り等を行う。

○委員：

所要時間はどれくらいか。

○事務局：

大体、朝9時から夕方5時までである。

○委員：

おむつの置き場所についての指摘事項について、埃がかぶっていて不衛生だということだが、当施設に以前東京都の指導が入った時には、置き場所がどこであれ、おむつが見えること自体がプライバシーに関わる場所なので、目に見えない場所に置くようにと指摘を受けた。個人的な意見として、おむつを所定の位置に置くということであっても、それが見えていたら結果的にはよくないと思う。

事務局：

そのような内容を含めての指摘であると思う。トイレの中に目に見える形でおむつが置かれていることについて、プライバシーに関わるということで、見せたくないものは見せないという意味も含めて、所定の位置に置くようにということで指摘をしていた。

委員：

デイサービス花は認知症対応型通所介護事業所であるが、地元での活動参加や何か地域との繋がりについて取り組んでいることはあるのか。

○事務局：

グループホームのように、利用者が外に出て地域との繋がりを持つことはあまりないが、ボランティアの方には来てもらっている。逆に委員の方で、何か知っていることはあるか。

委員：

デイサービス悠花では地域の人が集り、餅つき大会を開催したり、通所サービスの方が地域の寄合所に来て、お茶を出す手伝いをしたりしている。

○委員：

認知デイの利用は、利用者個々人であるが、地域密着型サービスという位置づけである以上は、地域との繋がりや交流活動が積極的になればよいと思う。

○委員：

認知デイは一般デイと違う部分はあるかもしれないが、設備の面で食堂兼機能訓練室が2部屋に分かれているが、東京都で今年の4月から2部屋を繋ぐ場合、繋がっている部分の半分以上の開口部が必要という内容に変わっていると思うが、こちらの認知デイはどのようなになっているのか。

○事務局：

今の指摘は、2つの食堂兼機能訓練室の仕切りの部分が半分以上空いていないといけないということか。

○事務局：

そのQアンドAが出るまでは、東京都では1,800ミリメートルの開放が必要という指導を受けていたが、この前出たQアンドAだと繋がっている部分の1辺の半分以上の開口部が必要であると一般デイは変わっているはずだが、認知デイにおいては、どのようなになっているか。それとデイサービス花の図面において、左下の食堂兼機能訓練室の面積が7.46平方メートルに対して、右側の食堂兼機能訓練室はキッチンを含めて23.44平方メートルになっていると思われる。

現在デイサービスでは、キッチンを面積に含めていけないことになっているが、その点についてはいかがか。指定を受ける時には、キッチンの面積は合計面積から外すことになっていると思うが。

○座長：

食事を行う場所ということで基準にはなっているが、実地指導に行った際の印象としては、キッチンは対面型というよりは食堂兼機能訓練室とは独立しているような構造だったと思う。

○委員：

ここ4～5年の間において対面の場合は、指定の際にその区画を全て面積として含まないようにしている。対面じゃない場合は、キッチンの端から1メートルは食堂兼機能訓練室から面積を外すようになるが、この場合だと右上のキッチンの区画は指定の場

合、面積から外さなければならないが、そうした時に面積が23.44平方メートルもあるとは思えない。

これらについては、一般のデイにおいて言えることであり、認知デイとはどのような扱いになっているか確認をしたい。

○事務局：

実際に指定をしたのは平成19年であり、今回の更新についても6年前の指定の時と状況については特に変わっていないと思うし、指定時と更新時の図面を比較した時に、構造上は特に変化はない。対面部分についての面積を含まないという点については、確認をさせていただきたい。

○委員：

開口部について、認知デイはどのような扱いとなるのか。

事務局：

基本的には一般デイと同様であり、地域密着型サービスだからといって、基準が緩いということはない。

○委員：

更新の時の考え方は、指定の時と違うのか。開口部が半分以上は無いと思う。右側のキッチンと食堂兼機能訓練室において、縦の長さの半分以上が開口されていないといけないと思うが、これを見た限り、1,800ミリメートル程しかないと思うので、現在の基準では合わないと思う。

○事務局：

7.46平方メートルと23.44平方メートルの食堂兼機能訓練室の間の部分が半分以上空いていなければならないということでしょうか。

○委員：

今年の4月から確かそのようになっていたはずである。

事務局：

そこまで細かい所までは見ていないが、全体を見たときにそこまで狭いというよりは一体化していたという印象はある。但し、間の部分において半分以上の開口部があるかどうかは確認していないので、これについても確認させていただきたい。

座長：

事務局は委員からの指摘の通り、事業所の指定及び更新については、最近の法規の改正等も含めてもう一度確認していただいて、その上での指定更新ということで、次回の委員会までには、明確な答えを出していただき、今後別の事業者が指定更新を受ける際には、参考にするといいことでしょうか。

(異存無し)

他に意見・質問等はあるか。

(意見無し)

委員の指定更新についての指摘事項について、確認していただいた上で、事務局に決定を預けるということでよいか。

(異存無し)

(5) 運営委員会の年間計画について

○事務局：

資料に沿って説明。(資料8)

○座長：

ただいまの説明で意見・質問等はあるか。

(意見無し)

(6) その他について

○座長：

委員の方々は、何か意見等はあるか。

○事務局：

特養と地域との連携について、何か取り組んでいることはあるのか。

○委員：

特養の地域連携は、地域に発信するということが大きな役割の1つであり、介護予防の話や住民に向けた相談を担っていくという役割もある。今年から西原団地の自治会の方たちと協力し、防災について考える方向で話を進めている。自治会の方と関わっていく中で、団地の方は特養の人がどのような生活をしているのかを知らないらしく、意外と知られていると思っていたことが知られていないということが分かった。

また団地の方々が納涼祭などやっているなかで、私達が参加をすると、高齢者の方が参加をしてくれて嬉しいということ、高齢者の方が感じて下さるということ聞いた。特養はどうしても閉鎖的な施設だと思われがちだが、逆に情報の発信地でもあるということ、職員自ら自覚しなければいけないが、もっとオープンにしていくという役割を持たなければいけないし、前回の委員会でもお願いしたが、社会福祉法人が担う役割や位置づけを保険者とも話し合っていきたいと施設部会の中でも発信している所である。そのためには、保険者の方が特養についてどうあってほしいかという要望を発信していただきたいし、それに対して私達もこのように関わりをしてもらえないかと発信したので、話し合いの場をもっと保険者の方に設けていただきたいと思っている。

○事務局：

災害があった場合に、地域の方々、特に介護が必要な方の対応をうまくできない部分もあり、既に協定を結ばせてもらったが、それにより地域防災計画を作っているの、それを踏まえて是非話し合いをさせてもらいたいと思う。

○委員：

西原団地には現在1,000以上の方が住んでおり、備蓄倉庫を置きたいと思っている

が、お金がかかって置けないと団地の自治会長は言っている。1,000人分の備蓄量だと一回分で終わってしまうので、近隣も含めた形での大きな備蓄倉庫を作ってほしいと、切に言っていたので、そういった部分についても考えていただければと思う。

○事務局：

危機管理室とも話をしていきたいと思う。

○座長：

備蓄倉庫というのは、外枠だけが必要なのか。それとも中身も一緒にとということか。

○委員：

中についてもお願いしたいところではある。

○座長：

外枠があれば、中に入れるものはそれぞれ周辺の方々が持ち寄るとということか。

○委員：

食料品については、それぞれ出し合って買うにしても、毛布や火をつけるものなど緊急時に必要なもの等補助をしていただけると助かる。中学校や特養もそれぞれの備蓄はあるが、共同で何かするための大きな備蓄庫のようなものがあればと思う。

○委員：

今こちらの施設で非常食を作ることはできるが、建物が壊れてしまった時はどうするのかという話はある。西原団地では、ベンチを取ると、そこがコンロになるので、それを使ってくださいという話をもらっているし、こちらとしては若い職員を出しますという話をしており、そのような状況で皆が一緒になった時に、どこの何を使った時に皆が連携してできるのかということ、何か市の中で大きくでも分けていただいて、考えていただけるとよいかと思う。

○座長：

施設や市民の方からの意見・要望があったが、これを機会に事務局は何かあるか。

○事務局：

確かにもし今災害が起こったら、備蓄等については殺到してパニック状態になると思う。自治会や町内会という組織が普段から顔見知りとなる活動をしていれば、災害時に大きな力になると思うので、市としてもそれについては力を入れて取り組んでいきたい。

○座長：

他に意見・質問等はあるか。

(意見無し)

○副座長：

今年1年間、委員の皆様と当委員会を参加させていただきますが、今年度も皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○座長：

資料6はそのまま机の上においてお帰りください。

本日の委員会は閉会する。